

電子入札参加者心得（工事／指名競争入札用）

福岡市が電子入札により指名競争入札に付する工事は、地方自治法、同法施行令、福岡市契約事務規則、福岡市電子入札運用基準及びその他関係法令に定めるもののほか、この心得により執行する。

電子入札参加者は、この心得を事前によく読み、間違えのないようにすること。

1 全般的な留意事項

- (1) この入札は、入札書の提出、開札等の入札手続を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、ＩＣカードの破損・盗難等の障害、パソコン・インターネット環境のシステム障害などやむを得ない理由により、電子入札システムにより参加することができない者は、次に定める手続を経て、紙入札方式により参加することができる。

ア 指名通知の時点において、やむを得ない理由により電子入札システムにより参加することができない者

４(7)に定める手続を行うこと。

イ 指名通知の時点では電子入札システムにより参加可能であったが、入札手続の途中で電子入札システムによる処理の継続ができなくなった者

４(8)に定める手続を行うこと。

- (2) 入札参加者は、ＩＣカードの保管及び取り扱いに関して十分な注意を払うこと。ＩＣカードを他の入札参加者等に譲渡若しくは貸与するなどの不正使用を行った者又は同一の場所で他の入札参加者と協同して入札を行うなどの公正な競争を妨げる行為を行った者は、入札参加資格を取り消すものとする。
- (3) 入札参加者は、コンピュータウイルスの感染予防としてウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなどの対策を講じ、電子ファイルを提出する際には、必ずウイルスチェック済みの電子ファイルを提出すること。
- (4) 電子ファイルを電子入札システムにより送信する場合のファイル形式については、以下のいずれかの形式によること

アプリケーション等	ファイル形式
Microsoft Word	.doc .docx など
Microsoft Excel	.xls .xlw .xlsx など
Adobe Reader	.pdf
テキスト、リッチテキスト	.txt .rtf
画像ファイル	.jpg .bmp .gif .tif
圧縮ファイル（ただし、自己解凍形式は認めない）	.lzh .zip

※ファイル保存時に損なわれる機能は使用しないこと。

※写しで求めているものはスキャナ等で電子化し提出すること。

- (5) その他電子入札に関する事項は、福岡市電子入札運用基準による。

※福岡市電子入札運用基準が掲示されているホームページアドレス

福岡市 > 創業・産業・ビジネス > 入札・契約・公募 > 契約情報（契約課）

> 契約関係規定

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 入札にあたっては、公正な競争を妨げる目的で他の入札参加者と入札金額等の相談又は連絡を行ってはならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を開示してはならない。
- (8) 入札者が明らかに協定し、また不正な行為があったと認められる入札は無効となるので、このような疑いをまねくことのないよう厳に注意すること。
- (9) 入札参加者は、この入札に関して談合等不正行為を行った場合（福岡市契約事務規則第14条各号のいずれかに該当する場合をいう。）は、損害賠償金として、他の入札参加者と連帯してこの入札に係る契約金額の10分の2に相当する額（損害額が10分の2に相当する額を超える場合において、本市が当該超える額の支払いを請求するときは、当該超える額を加えた額）を支払わなければならない。
- (10) 入札者は、入札後、仕様書、図面、契約書案、その他の関係書類についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

2 設計図書等の配布

- (1) 図面、仕様書及び現場説明書等（以下「設計図書等」という。）は、入札指名の通知をした日から入札書提出期限までの間、入札情報サービスシステム（P P I）により配布する。ただし、これにより難しい場合は、財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）で配布する。
※入札情報サービスシステム（P P I）の入口が掲示されているホームページ
福岡市＞創業・産業・ビジネス＞入札・契約・公募＞契約情報（契約課）
＞入札・契約情報
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html
- (2) 入札情報サービスシステム（P P I）により配布された設計図書等のダウンロードには、入札指名通知書に記載されたパスワードを必要とする。

3 入札の辞退

- (1) 入札を希望しない場合は、入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を提出すること。提出方法は、「福岡市電子入札システム（工事・委託）受注者操作マニュアル」を参照すること。
※操作マニュアルが掲示されているホームページ
福岡市＞創業・産業・ビジネス＞入札・契約・公募＞契約情報（契約課）
＞電子入札
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/bidding.html
- (3) 入札を辞退したことで、これを理由として以後の指名等について直ちに不利益な取扱いを受けることはないので、辞退する場合は必ず事前に届け出ること。
- (4) 入札書提出後に、やむを得ない理由により辞退せざるを得なくなったときは、開札までに、書面による辞退届を契約課へ持参することにより提出すること。この辞退届を本市が受理した場合は、当該入札参加者が行った入札は無効とする。

4 入札書及び工事費内訳書の提出方法

- (1) 入札参加者は、定められた期間内に入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の内容は、次のとおりとする。
 - ア 予定価格が3億円以上の場合

- (ア) 任意様式で可。
- (イ) 内訳書総額（工事価格）と入札金額は同額となること。
- (ウ) 最後一括して合計額から値引きする等の調整は行わないこと。
- (エ) 押印は要しないが、工事件名及び商号又は名称を先頭の文書に記載すること。
- (オ) 細目の数量、単価、金額が記載された内訳明細書を提出すること。

イ 予定価格が 1 千万円超 3 億円未満の場合

- (ア) 任意様式で可。
- (イ) 内訳書総額（工事価格）と入札金額は同額となること。
- (ウ) 最後一括して合計額から値引きする等の調整は行わないこと。
- (エ) 押印は要しないが、工事件名及び商号又は名称を先頭の文書に記載すること。
- (オ) 内訳明細を集計した種別等の項目ごとの金額を明らかにすること（土木関係については、本工事内訳書で可。）。)

ウ 予定価格が 400 万円超 1 千万円以下の場合

- (ア) 任意様式で可（本市作成の様式例である「工事費内訳書様式例」の提出でも可とする。）。)

※「工事費内訳書様式例」が掲示されているホームページ

福岡市 > 創業・産業・ビジネス > 入札・契約・公募 > 契約情報（契約課） > ダウンロード（各種様式の出力） > 工事

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/download-kouji.html

- (イ) 内訳書総額（工事価格）と入札金額は同額となること。
 - (ウ) 最後一括して合計額から値引きする等の調整は行わないこと。
 - (エ) 押印は要しないが、工事件名及び商号又は名称を先頭の文書に記載すること。
 - (オ) 工事費内訳書は、最低限、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費及び工事価格の金額を記載したものを提出すること。
- (3) 上記(2)イ又はウの場合においても、必要に応じ、別途、細目が記載された内訳明細書の提出を求めることがあるので、その場合は速やかに提出すること。
- (4) 提出された工事費内訳書は返却しない。
- (5) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。
- (6) 入札書等の提出は、次に掲げる者を除き電子入札システムにより行うこと。
- ア 指名通知の時点において、ＩＣカードの破損・盗難等の障害、パソコン・インターネット環境のシステム障害などやむを得ない理由により、電子入札システムにより参加することができない者
- イ 指名通知の時点では電子入札システムにより参加可能であったが、その後に、パソコン端末又は通信回線のトラブルなどにより電子入札に対応できなくなるなどのやむを得ない事情が生じたため、入札書を紙媒体で提出することを希望する者
- ウ 提出しようとする電子ファイルの容量が電子入札システムでの送信可能な基準値（３メガバイト）を超える等の理由により、工事費内訳書を紙媒体で提出することを希望する者
- (7) (6)アに該当する者は、「紙入札（見積）方式参加申請書」（電子一様式第１号）により書面を作成のうえ契約課へ持参することにより提出し、本市の承認を得ること（※持参以外は不可。）。)

受付時間：午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時を除く。）

※休日の受付は行わない。

- (8) (6)イに該当する者は、「紙入札（見積）方式移行申請書」（電子一様式第２号）により書面を作成のうえ契約課へ持参することにより提出し、本市の承認を得ること（※

持参以外は不可。)

受付時間：午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時を除く。）

※休日の受付は行わない。

- (9) (6)ウに該当する者は、「紙媒体提出通知書」（電子一様式第 4 号）により書面を作成のうえ電子入札システムにより送信するとともに、契約課に工事費内訳書を紙媒体で提出する旨を事前に電話連絡して本市の承認を得ること。なお、入札書の提出は電子入札システムにより行うこと。
- (10) (6)ア～ウに該当する者の入札書等（(9)の場合の入札書を除く。）の提出方法は、契約課への郵送により行うこと。ただし、(6)イ又はウに該当する者で、郵送により提出していたのでは期限内に間に合わないと本市に連絡し、本市が承認した場合にあっては、持参により提出することができる。

注意点 1：郵送、持参どちらの場合であっても必ず入札書提出期限までに到着させること。

注意点 2：入札書を紙媒体で提出する場合の様式は、「電子一様式第 5 号」を使用すること。

注意点 3：郵送、持参どちらの場合であっても提出物を封筒に入れ、封筒の表に次のとおり記載すること。

封 筒（表） ※任意の封筒で可

〒 8 1 0 - 8 6 2 0

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所 財政局財政部契約課 行き

入札書・工事費内訳書在中 ※朱書き

※工事費内訳書のみ場合は「入札書」を削除

開札日	年 月 日
件名	
差出人 (入札参加者)	所在地 商号又は名称

※共同企業体の場合は、共同企業体名及び共同企業体の代表者の所在地と商号を記載してください。

- (11) (6)～(10)の内容のまとめを下表に示す。

		(6)ア	(6)イ	(6)ウ
		指名通知時に電子入札不可能の場合	指名通知後に電子入札不可能になった場合	工事費内訳書の容量が 3 メガバイトを超える場合
紙媒体で提出することについての承認を得るための様式及び当該様式の提出方法		電子一様式第 1 号	電子一様式第 2 号	電子一様式第 4 号
		紙(持参)	紙(持参)	電子(要電話連絡)
提出物	入札書	紙(郵送)	紙(原則郵送、例外持参)	電子
	工事費内訳書	紙(郵送)	紙(原則郵送、例外持参)	紙(原則郵送、例外持参)

- (12) (10)に基づき郵送する場合は、配達記録が残る次の方法により行うこと。

ア 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライト

は不可)

イ 総務省の認可を受けた信書便事業者が行う信書便で、かつ本市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの

(13) 入札書等を電子入札システムにより提出する場合は、次の事項に留意すること。

ア 入札書の入力 is 正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行い印刷をしたうえで提出すること。

イ 提出期限までに入札書等が電子入札システムのサーバーに記録されるよう余裕をもって処理を行うこと。

ウ 入札書等が正常に送信されたことを「入札書受信確認通知」で確認し、印刷しておくこと。

(14) 入札に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(15) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(16) 到着した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(17) 工事費内訳書には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金（以下「材料費等」という。）に記載すること。

5 入札の執行

(1) 入札回数は、1 回とする。

(2) 入札指名通知書に記載している予定価格は、消費税相当額を含んでおり、入札金額との比較は予定価格の 110 分の 100 に相当する金額（入札書比較価格）で行うことから、入札金額の入力にあたっては、注意すること。

(3) 入札指名通知書に記載している最低制限価格は、消費税相当額を含んでおり、入札金額との比較は最低制限価格の 110 分の 100 に相当する金額（入札書比較価格）で行うことから、入札金額の入力にあたっては、注意すること。

6 開札

(1) 開札は、入札指名通知書で定める開札予定日時に行う。

(2) 入札参加者で希望する者は、立ち会うことができる。ただし、開札予定日の前日までに契約課まで電話連絡すること。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、入札の執行を中止し、又は開札を延期することがある。

ア 開札前に入札しようとする者が 1 人となったとき

イ 全員が無効の入札を行ったとき

ウ 妨害、不正行為又は入札参加者の連合その他入札を公正に執行することができない事由が生じ、又は生じるおそれがあると認められるとき

エ ネットワーク障害又は郵便局等の責任により入札書の到着が遅れた場合

オ 天災地変その他やむを得ない事由が生じたとき

7 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、落札決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。なお、工事費内訳

書について、材料費等の記載に不備がある場合であっても、当該不備を理由として入札を無効としない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- (2) 入札書が入札指名通知書に記載されている入札書提出締切日時までに到着しないもの
- (3) 入札保証金の納付を要する場合において、これを納付せず、又は納付した金額が所定の額に達しないもの
- (4) 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- (5) 入札書に必要な記名押印のないもの（紙入札の場合に限る。）
- (6) 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- (7) 金額を訂正したもの（紙入札の場合に限る。）
- (8) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- (9) 3(4)の規定に基づき、本市に辞退届を提出し受理された者が入札したもの
- (10) この心得において示した方法以外の方法により入札したもの
- (11) 予定価格（入札書比較価格）を上回った価格で入札したもの
- (12) 最低制限価格（入札書比較価格）を下回った価格で入札したもの
- (13) 工事費内訳書の提出がないもの
- (14) ICカードの失効等により入札書が開札できなかったもの
- (15) ICカードを不正に取得した者が入札したもの
- (16) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従わないもの

8 落札決定

- (1) 本件入札に係る予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。電子くじは、入札書が電子入札システムに到達した時刻により自動的に採番されたくじ番号と入札書が電子入札システムに到達した順番をもとに、公平な確率で落札者を決定する。紙入札者の入札書の到達順は、電子入札による入札者の後とし、紙入札者が複数ある場合は到達順とし、到達日が同じ場合は、到達日ごとの業者番号の昇順で到達順を決定する。

9 契約保証金について

本件契約の締結にあたっては、契約金額が300万円以下となる場合を除き、契約保証金の納付を必要とする。詳細については、下記ホームページに掲載されている「契約保証金に関する説明書」を確認の上、事務に誤りがないように十分注意するとともに、定められた期限内に必ず納付等の手続を完了すること。

※「契約保証金に関する説明書」が掲載されているホームページ

福岡市＞創業・産業・ビジネス＞入札・契約・公募＞契約情報（契約課）
＞ダウンロード（各種様式の出力）＞工事

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/download-kouji.html

10 契約書作成の要否等

契約締結に当たっては、本市の標準契約書により、契約書を作成するものとする。

※標準契約書が掲載されているホームページ

福岡市＞創業・産業・ビジネス＞入札・契約・公募＞契約情報（契約課）
＞ダウンロード（各種様式の出力）＞工事
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/download-kouji.html

11 契約書等の提出

- (1) 落札者は、本市が交付する契約書に記名・押印し、契約保証金等に関する提出物及び経営事項審査結果通知書（有効期間内のものに限る。）の写しを添えて、本市が指定する期限（原則として落札決定の日から起算して6日（土・日・祝日・12/29～1/3を除く。）以内）までに提出しなければならない。
- (2) 落札者が正当な理由なく、本市が指定する期限までに上記(1)に定める書類を提出しない場合には、落札決定を取り消す。この場合、当該落札者は、競争入札参加停止の措置により、一定期間本市の入札や見積合わせ等に参加できなくなることがある。
- (3) 契約金額が300万円以下の場合は、契約保証金の納付を免除するため、上記(1)記載の「契約保証金等に関する提出物」は必要ない。

12 契約締結までの間に競争入札参加停止等の措置を受けた場合の取扱い

本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止等の措置を受けた場合は、それが入札書提出前であれば指名を取り消し、それが落札決定から契約締結前までの間であれば落札決定を取り消す。

13 契約担当課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市財政局財政部契約課契約第1係又は契約第2係
電 話：092-711-4184（契約第1係）
092-711-4186（契約第2係）
F A X：092-733-5442（共通）